

特殊詐欺に注意！

令和6年の特殊詐欺の状況

令和6年の市内の特殊詐欺発生状況は、下表のとおりとなっています。

特殊詐欺手口	被害件数(件)	被害額(円)
オレオレ	2	5,790,000
還付金	3	4,647,095
架空請求	2	2,650,000
キャッシュカード詐欺盗	1	1,000,000
計	8	14,087,095

特殊詐欺の被害に遭わないために

「自分はだまされるはずがない」、「うちの親は大丈夫だ」と考えず、普段から被害に遭わないための対策をしましょう。犯人の話術は巧妙で、電話に出ると誰もがだまされる可能性があります。犯人からの電話に出ないために、



○在宅中も留守番電話にして、電話が鳴っても出ないようにする

○防犯機能付き電話を使用する

○普段から家族間で連絡を取り合う

ことも大切です。電話で金銭要求や医療費等の還付手続きの連絡があっても、すぐに信用せず、家族や警察に相談してください。また、国際電話番号による特殊詐欺も急増しています。「+1」や「+44」などから始まる番号は海外からの着信です。

例えば「+1312345678」「+44698765432」という表示の電話には、「出ない、かけ直さない」ようにしましょう。海外との電話が不要な方は、固定電話での発信・着信を無償で休止することもできます。

出典：埼玉県警察ホームページ

「特殊詐欺統計資料～認知状況と被害の特徴～」

ちちぶエフエムで 秩父市の情報を発信中！



秩父市インフォメーション

毎日7時55分から3～5分間

○FMの79.0MHzにチューニング！

○スマートフォンでも、

「FMプラプラちちぶエフエム」から！

住まいの防犯用具購入費用を 補助します

対象

- ①市内に住民登録している世帯主であること
- ②住宅や自動車の所有者でない場合は、所有者の同意を得ていること
- ③令和7年4月1日以降に防犯用具を購入していること
- ④暴力団員または暴力団と密接な関係を有する者でないこと
- ⑤防犯用具に対する他の補助金の交付を受けていないこと
- ⑥市税の滞納がないこと

対象経費 次の防犯用具の購入費、設置工事費

- ①カメラ付きインターホン
 - ②補助錠
 - ③サムターンカバー
 - ④センサーライト
 - ⑤センサーアラーム
 - ⑥防犯フィルム
 - ⑦自動車用タイヤロック
 - ⑧自動車用ペダルロック
 - ⑨自動車用ハンドルロック
 - ⑩自動車用防犯アラーム
- ※申請者本人または同居の親族が所有、賃借する住宅や自動車への設置のみ。自動車は自家用乗用自動車に限る。

補助額

消費税を除く対象経費に相当する額
(上限1万円・千円未満切り捨て)

申請時に必要なもの

- ①防犯用具の内容、申請者氏名、施工日または購入日、領収金額、領収年月日、販売店の名称および所在地が記載された領収書または写し
- ②購入した防犯用具の取扱説明書やカタログ等
- ③防犯用具取り付け後の写真
- ④申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他本人確認書類の写し
- ⑤振込先口座情報の確認書類
- ⑥誓約書
- ⑦申請書が住宅や自動車の所有者でない場合、所有者の同意書
- ⑧補助金書類等チェックシート

申請書類

市役所本庁舎3階危機管理課窓口備え付けの申請書類もしくは、市HPからダウンロードした申請書類を使用してください。

- ⑤ 5月12日(月)～予算上限に達するまで先着順で受け付け。平日(9時～17時)に危機管理課へ申請書類を持参してください。

⑥ 危機管理課 ☎ 22-2206



高校生等通学定期券購入費補助制度



公共交通機関を利用して通学する高校生等の皆さんに、「通学定期券」購入費用の一部を補助します。

※対象となる公共交通機関は、西武観光バス(株)秩父営業所、秩父鉄道(株)および西武鉄道(株)が運行する各路線。

対象 市内に住所がある高校生等（高等学校生、中学校卒専門学校生および5年制の高等専門学校生であって学年が3年生までの人）

1 秩父地域（秩父市・皆野町・小鹿野町）に所在する高等学校に通学する高校生等の場合

○バス通学定期券購入費補助

補助金額 通学定期券購入費を、定期券購入時ごとに半額補助（千円未満切り捨て）

○鉄道通学定期券購入費補助

補助金額 秩父鉄道(株)または西武鉄道(株)を利用して通学する際にかかる定期券購入費を、定期券購入時ごとに半額補助（千円未満切り捨て）

2 秩父地域外に所在する高等学校に通学する高校生等の場合

○バス通学定期券購入費補助

補助金額 ①通学定期券購入時、1か月定期券の金額が6,000円を超える部分について、上限2,000円

②3か月定期券の金額が18,000円を超える部分について、上限6,000円

○鉄道通学定期券購入費補助

補助金額 秩父鉄道(株)または西武鉄道(株)を利用して通学する際にかかる定期券購入費が年間で2万円を超えた額に対して、上限5,000円

3 1・2共通注意事項

○バス通学定期券購入費補助

申請に必要なもの 学生証

購入方法 西武観光バス(株)秩父営業所で通学定期券を購入する際、所定の申請書に記入してください。定期券購入時に係員が申込書の記載内容を確認し該当する場合は、補助額を差し引いて通学定期券を販売します。

☎西武観光バス(株)秩父営業所 ☎22-1635

○鉄道通学定期券購入費補助

申請書交付・受付場所 市民生活課（市HPからもダウンロード可）※郵送での申請も受け付けます。

申請に必要なもの

①補助金交付申請書②学生証の写し(顔写真のあるもの)
③該当する通学定期券の写し全て④通帳やキャッシュカードなど補助金の振込先がわかるもの

※PASM定期券などのICカード定期券は、更新前の定期券データが上書きされてしまうので、購入ごとに写しをとってください（詳しくは市HP参照）。

申請期間 4月1日～令和8年3月31日

※通学定期券の購入費は、有効期間が4月1日～翌年3月31日までの1年間を対象として計算します。

注意 ①秩父地域に所在する高等学校への通学者は、定期券購入毎（年度をまたぐ場合にはこの限りではありません）に、その都度申請をしてください。

②秩父地域外の高等学校等への通学者は、年度で（4月～翌年3月）1回限りの申請です。通学定期券の購入費が25,000円を超える前に申請すると、上限額5,000円に満たない額となる場合があります。1回の定期券購入金額が25,000円に満たない場合は、複数回購入した金額の合計が25,000円を超えた段階で申請いただくことをお勧めします。

☎市民生活課 ☎26-1133

消費生活センターからのお知らせ

消費者トラブルで

困ったら相談を！

全国の地方公共団体には法律に基づき消費生活センターが設置されています。

「消費生活センター」という名称は聞いたことはあるが、どのような相談を受けているところなのかわからない」という方もいるのではないのでしょうか。

そこで、今回は消費生活センターに寄せられた相談事例を紹介いたします。

事例1 突然来訪してきた事業者は、「屋根瓦がずれている。見てやる」と言われ、頼んだところ、屋根工事の契約をすることになった。知人に話をしたら、「金額が高すぎる。だまされているのでは」と言われたが、どうだろうか。

事例2 動画サイトに出ている広告を見て、無料でWiFiが使えるモバイルルータを注文。設定したところインターネットに接続できないので問い合わせをしたが、販売店もわからず連絡手段は無料通信アプリだけ。どうにかできないか。

事例3 摂取している健康食品のリコールが発表された。健康被害が心配だ。

事例4 債権回収会社から連絡するようにと手紙が届いた。連絡す

るのが怖い。
事例5 数回使っただけでフライパンの柄が折れてしまった。不良品ではないか。

事例6 掃除をするため脚立に乗ったところ、床材の影響なのか脚立の足が動き、落ちそうになった。

消費生活センターでは、資格を持った消費生活相談員が情報提供や助言、必要に応じて事業者をあっせんしたり、他機関と連携し問題解決の支援をしています。

電話や来所にて相談を受けていますので、トラブルになったときはもちろん、トラブルにならない場合でも不安なことがあれば、1人で悩まず、気軽にご相談ください。

なお、相談は消費者が事業者と行った取引が対象となります。事業者間の取引や個人間の取引による相談はご遠慮ください。

また、日々の暮らしの中で、重大な事故に直結してもおかしな事例があった事例についても情報をお寄せください。



出典：消費者庁イラスト集より

秩父市消費生活センター

毎週月～金曜日（祝日はお休み）
9時～12時、13時～16時
☎25-5200



令和7年度 市税等納期のお知らせ

今年度も期限内納付にご協力ください。

※見やすい所に貼ってご利用ください。

税目等・納期限（口座振替日）	令和7年							令和8年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税・森林環境税			1期 6/30(月)		2期 9/1(月)		3期 10/31(金)			4期 2/2(月)		
固定資産税		1期 6/2(月)		2期 7/31(木)					3期 12/25(木)		4期 3/2(月)	
軽自動車税		1期 6/2(月)										
国民健康保険税					1期 7/31(木)							
後期高齢者医療保険料						1期 7/31(木)						
介護保険料												
特別徴収（年金）												
市県民税・森林環境税												
国民健康保険税												
後期高齢者医療保険料												
介護保険料												
休日納税窓口（本庁のみ） （毎月最終日曜日）	4/27	6/1	6/29	7/27	8/31	9/28	10/26	11/30	12/21	1/25	2/22	3/29

該当となった税目等についてのみ、

4月・6月・8月・10月・12月・2月の公的年金からの特別徴収による納付となります。

◎口座振替をご利用の方は、納期限の日に振り替えますので、預貯金の残高をご確認ください。

◎納め忘れのない口座振替のご利用をおすすめします。

◎納付方法については納税通知書・決定通知書などをご確認ください。

◎キャッシュレス納付もできます。詳しくは右のQRコードから

エル・キューアール

el-QRで
いつでもどこでも
キャッシュレス納付

詳細はこちら→



問い合わせ

- ・市税等の納付に関すること
- ・市県民税・森林環境税、軽自動車税等の課税に関すること
- ・固定資産税の課税に関すること
- ・国民健康保険税の課税、後期高齢者医療保険に関すること
- ・介護保険に関すること

納税課 ☎ 22-2210

市民税課 ☎ 22-2209

資産税課 ☎ 25-6076

保険年金課 ☎ 25-5201

高齢者介護課 ☎ 25-5205

保険年金課からのお知らせ

☎ 保険年金課 ☎ 25-5201

各総合支所市民福祉課 吉田 ☎ 72-6082

大滝 ☎ 55-0863 荒川 ☎ 54-2395

①人間ドックを受診された方に、 検診費用の補助を行います

人間ドック補助制度対象検査項目

身体測定・血圧測定・心電図検査・眼科系検査・聴力検査・呼吸機能検査・胸部X線検査・上部消化管検査(食道・胃・十二指腸)・腹部超音波検査・血液検査・尿検査・検便・内科診察・問診
※がん検診等、オプション部分は自己負担です。

(1)国民健康保険の方

対象 次の条件を全て満たす方

- ①検診日に国民健康保険の資格を取得してから6か月以上経過している方
- ②検診日に満35歳以上の方
- ③申請時に国民健康保険税を完納している世帯に属する方

補助額 28,000円(年度内1回で、検診額が28,000円未満の場合はその金額)

・(1)のうち指定医療機関でご受診の方

希望の指定医療機関に人間ドックの予約を行い、受診前に身分証を持参して窓口申請してください。申請は受診日の前月1日から受け付けます。受診時に検診料から補助額が差し引かれる「人間ドック検診利用券」を交付します。

・(1)のうち指定医療機関以外でご受診の方【★】

申請窓口 保険年金課、各総合支所市民福祉課

(2)後期高齢者医療保険の方【★】

対象 次の条件を全て満たす方

- ①検診日に6か月以上市内に在住し、後期高齢者医療保険の被保険者の資格を有する方
 - ②申請時に後期高齢者医療保険料を完納している方
- 補助額** 28,000円(年度内1回で、検診額が28,000円未満の場合はその金額)

申請窓口 保険年金課、各総合支所市民福祉課

【★】の申請方法

人間ドックを受診後、人間ドック検診料の領収書、検診結果表、通帳など(振込先金融機関と口座番号のわかるもの)を持参して申請してください。申請後、補助額を指定の口座に振り込みます。

補助金の受取代理

後期高齢者医療保険では、右の指定医療機関一覧で※印のついている医療機関において、補助金の申請をご本人に代わり、医療機関が行う「受取代理制度」を採用しています。ご本人は人間ドック検診料と補助金の差額のみを支払となります。詳しくはお問い合わせください。

☎・☎ 保険年金課、各総合支所市民福祉課

注意 同一年度内には①人間ドックと②健診のどちらかひとつの助成しか受けられません。ご注意ください。

②健診は健康管理の第一歩！

健診を受けることで、体の健康状態を知ることができます。年に一度は健診を受けて、健康づくりに役立てましょう！

対象

(1)秩父市国民健康保険の加入者で、今年度中に40～75歳になる方

(2)後期高齢者医療保険の方

健診料 64歳以下の方 1,000円

65歳以上の方 無料(年度内に65歳になる方は無料)

内容 身体計測・血圧測定・血液検査・尿検査・心電図(集団健診のみ)・医師の診察など

☎ 集団健診の日程や個別健診の実施医療機関などの詳細は、4月末ごろに対象者に郵送する案内をご確認ください。

☎ 保険年金課、各総合支所市民福祉課

集団健診の各会場では、がん検診が受けられます

胸部レントゲン撮影(肺がん検診・結核健診)、大腸がん検診、ABC検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診が受けられます。これらの検診は、加入している医療保険に関係なく、対象の年齢の方はどなたでも受診できます(事前申込みは不要)。対象の年齢など詳しくは「令和7年度秩父市健康カレンダー」をご覧ください。

☎ 秩父保健センター ☎ 22-0648

吉田保健センター ☎ 77-1112

大滝保健センター ☎ 55-0102

荒川保健センター ☎ 54-2231

指定医療機関一覧(順不同)

※国保町立小鹿野中央病院	小鹿野町小鹿野300 ☎ 75-2332
埼玉医科大学病院	入間郡毛呂山町毛呂本郷38 ☎ 049-276-1550
※高橋内科クリニック	秩父市中村町3-3-36 ☎ 27-0155
※秩父病院	秩父市和泉町20 ☎ 22-3022
※秩父生協病院	秩父市阿保町1-11 ☎ 23-1300
秩父第一病院	秩父市中村町2-8-14 ☎ 25-0311
※熊谷総合病院	熊谷市中西4-5-1 ☎ 048-521-0065
藤間病院総合健診システム	熊谷市末広2-137 ☎ 048-522-0600
※深谷寄居医師会メディカルセンター	深谷市上柴町西3-6-1 ☎ 048-572-2411
皆野病院	皆野町大字皆野2031-1 ☎ 62-6300

※後期高齢者医療保険制度で補助金の申請を本人に代わり、医療機関が行う「受取代理制度」を採用する医療機関

げすいどう通信 市が合併処理浄化槽を設置します！ ～4月から令和7年度の申請を 受け付け～

古い単独処理浄化槽からの入れ替えや、水洗トイレへの改修などでくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をお考えの方が、**市の戸別合併処理浄化槽設置事業**を利用して転換を行う場合、次のとおり上限30万円の補助金を交付します！

戸別合併処理浄化槽設置事業

対象 浄化槽処理促進区域の専用住宅および併用住宅(注1)

申請締切日 11月28日(金)

本事業へ申し込まれた場合、次の負担で浄化槽(本体)を設置することができます。

○5～7人槽の設置負担金 (配管費用は別途個人負担)	10万円
○10人槽の設置負担金 (配管費用は別途個人負担)	13万円

さらに、この事業で**単独処理浄化槽**、または**くみ取り便槽から市の戸別合併処理浄化槽に転換する場合**、既存の単独処理浄化槽(くみ取り便槽)の撤去費用に10万円、配管工事に要する費用に20万円、合わせて**上限30万円を補助します**(所要額が30万円未満の場合はかかった費用)。

(注1) 併用住宅へ設置の場合は条件がありますので、下水道課へお問い合わせください。

在宅酸素療法者酸素濃縮装置利用給付金

対象 市内在住で、呼吸器機能障害により、酸素濃縮装置を使用する在宅酸素療法による治療を受けている方

給付額 月額1,500円

※申請月分から支給します。

持ち物 在宅酸素療法受診証明書またはメーカー発行の酸素濃縮装置使用証明書、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの

※各証明書様式は、障がい者福祉課または各総合支所にてお渡ししています。

申・問 障がい者福祉課

☎27-7331 ㊟27-7336

各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0865 荒川☎54-2116



浄化槽の管理者には3つの重要な義務があります

浄化槽は魔法の箱や機械ではありません！適正に維持管理しなければ水はきれいになりません。浄化槽を長く使うためにも、「3つの義務」を必ず行いましょう。

1. 保守点検

装置の調整、消毒薬の補充など、各戸の浄化槽の状態を見ながらメンテナンスを行います。

※一般家庭の浄化槽では**4か月に1回以上**行う必要があります。点検は保守点検業者へ依頼しましょう。



2. 清掃

浄化槽の中には微生物が分解できない固形物や微生物の死骸が汚泥となって溜まります。溜まった汚泥は引き抜きし、内部の装置を洗浄しなければ本来の効果を発揮せず、故障の原因になってしまいます。

※清掃は**年1回以上**行うことが法令により義務付けられています。清掃は秩父広域市町村圏組合が許可した清掃許可業者へ依頼しましょう。



3. 法定検査

法定検査は、浄化槽放流水の水質検査のほか、保守点検や清掃など、日常の維持管理が適正に行われているかを検査するものです。新しく浄化槽を設置したときに行う7条検査(設置後

3か月から5か月の間)と、年1回定期的に行う11条検査の受検が義務付けられています。

※保守点検を行っていても、その目的が異なるため、指定検査機関による法定検査を受けなければなりません。

※浄化槽の管理者は浄化槽を休止する場合は、清掃を行ったあと、下水道課宛に休止届を提出することで、保守点検、法定検査、清掃の義務が免除されます。

※市で設置した浄化槽の保守点検、法定検査は市から業者に直接依頼をしています。設置事業、維持管理(業者一覧など)については、市HPより下水道課のページをご覧ください。下記へ直接お問い合わせください。

問 下水道課 ☎25-5218



障がい者のための福祉手当・福祉医療費

①～⑤の手当および医療費、在宅酸素について、すでに受給されている方は、申請の必要はありません。

①特別児童扶養手当

対象 身体または精神に障がい（※）がある20歳未満の子どもを育てている方

※特別児童扶養手当認定診断書により一定の障がいがあると認められた方（おおむね身体障害者手帳1級～3級、療育手帳㉠、A、Bをお持ちの方）

手当額（昨年度比）

1級 月額56,800円（+1,450円）

2級 月額37,830円（+970円）

その他 同居の家族に一定以上の所得がある場合は一定期間支給停止になります。また、対象児童が児童福祉施設等に入所している期間は受けられません。

②在宅重度心身障害者手当

対象 次のいずれかに該当する方

I 在宅で生活している市・県民税非課税の方で、身体障害者手帳1級・2級、療育手帳㉠・A、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれかをお持ちの方

II 20歳未満の医療的ケアを必要とする方で、身体障害者手帳1級または2級と療育手帳㉠またはAを重複してお持ちの方

手当額 月額5,000円

その他 次の方は受けられません。

- ・他の手当を受けている方（II以外）
- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・65歳以上で新たに手帳を取得した方（更新により新たに該当要件を満たす方を含む）

③障害児福祉手当

対象 障がいがあるため、常時介護が必要な20歳未満の方

手当額（昨年度比） 月額16,100円（+410円）

その他 本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。また、次の方は受けられません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・障害基礎年金を受けている方

④特別障害者手当

対象 次のいずれかに該当する、在宅で生活している20歳以上の方

- ・国民年金法1級程度の障がいがある2つ以上ある方
- ・国民年金法1級程度の障がいがあり、さらに国民年金法2級程度の障がいがある2つ以上ある方
- ・肢体不自由で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方
- ・内部障がいおよびその他疾患で、国民年金法1級程度の障がいがあり、絶対安静の方
- ・精神障がい（知的障がいを含む）で、国民年金法1級程度の障がいがあり、日常生活において常時特別な介護が必要な方

手当額（昨年度比） 月額29,590円（+750円）

その他 本人または扶養義務者に一定以上の所得がある場合は、一定期間支給停止になります。また、次の方は受けられません。

- ・社会福祉施設等に入所している方
- ・病院または診療所に継続して3か月を超えて入院している方

⑤重度心身障害者医療費

対象 次のいずれかに該当する方

- ・身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ・療育手帳㉠、A、Bをお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方
- ・65歳以上で高齢者の医療の確保に関する法律の「障害認定」を受けた方

※ただし、65歳以上で新たに手帳を取得した方（更新により新たに該当要件を満たす方を含む）は、重度心身障害者医療費の対象になりません。

助成額 医療保険を使って病院・薬局等を受診した際の医療費の一部

その他 受給資格者に一定以上の所得がある場合は、支給が停止となります。

難病患者等通院交通費給付金

対象 次のいずれかに該当する方

- ・特定疾患医療受給者証、指定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証のいずれかをお持ちで難病の治療のため市外の病院等に通院している方
- ・慢性腎不全のため人工透析を行っている方で、市外の病院等に通院している方

※吉田・大滝・荒川地区在住の場合、秩父地区の病院等に通院している方も対象

給付額

【電車またはバスを利用した場合】運賃の2分の1の額

※旅客運賃割引の対象となる場合は、割引適用後の運賃となります。

【自家用車を利用した場合】通院にかかる距離1kmあたり4円

申請期間

【4月～7月分】8月1日(金)～15日(金)

【8月～11月分】12月1日(月)～15日(月)

【12月～3月分】令和8年4月1日(水)～15日(水)

持ち物 各種医療受給者証または特定疾病療養受療証、医療機関発行の領収書等の通院記録を証明できるもの、給付金振込先口座の名義・番号がわかるもの、印鑑

その他 自動車等燃料費給付金を受給している方、生活サポート事業を利用している方は受けられません。

在宅重度心身障害者自動車等燃料費給付金

対象 市内在住で、本人または同居かつ同一生計の親族所有の自動車等を自ら運転している、次のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳1級～3級をお持ちの方
- ②身体障害者手帳1級～3級をお持ちの視覚障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ③療育手帳㉠、A、Bをお持ちの方
- ④療育手帳㉠、A、Bをお持ちの知的障がい者と同居し同一生計で、移動支援を行っている方
- ⑤精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

給付額 使用燃料1ℓにつき50円

（1か月の限度量は自動車20ℓ、バイク5ℓ）

持ち物 各種障害者手帳、運転免許証、自動車検査証（自動車検査証記録事項）または標識交付証明書、印鑑

その他 給付金の請求には、事前に認定申請が必要です。受給資格は、認定された日から発生します。また、秩父市福祉タクシー利用券の交付を受けている方、難病患者通院交通費給付金を受給している方は受けられません。

印・障がい者福祉課

☎27-7331 ☎27-7336

各総合支所市民福祉課 吉田☎72-6082

大滝☎55-0865 荒川☎54-2116